



1人1票裁判（2016年参院選）の最高裁判決期日は、平成29年9月27日（水）午後3時00分。



【サポーター活動告知 - 判決に立ち会おう！】

判決期日においても、傍聴希望者が多い場合、抽選となります。傍聴整理券配布開始時間及び切り時間は、追って最高裁より発表されます。詳細が確定しましたら、再度、当国会議HP、ツイッター、フェイスブック等でお知らせいたします。歴史の瞬間に立ち会い、1人1票の原則を明言した最高裁判官へ、称賛を送りましょう！

- (当日の大まかな予定)
- 13：20頃 三宅坂小公園（判決前の記念撮影）
- 13：45頃 裁判所入廷パレード
- 14：00 傍聴整理券配布〆切（予想）
- 開廷のおよそ15分前には着席 -
- 15：00～ 最高裁大法廷判決言渡し

抽選の結果、当選した方々は、裁判所の指示に従い裁判所内へ。法廷内は、①貴重品と②筆記用具しか持ち込めません。カバンはロッカーに預けることになります。

傍聴参加の呼びかけに、同封のチラシをご活用下さいませ。

【1人1票の原則を明言した違憲判断を！】

去る7月19日の大法廷弁論期日では、原告代理人の方々（3名）と原告（1名）による白熱の弁論が行われました。【7/19の弁論レポートについては、別冊で詳しくお伝えいたします。】その後、約1ヶ月が経過した8月30日、最高裁判決期日が指定されました。

最高裁判所が、「憲法は1人1票を要求している」と判決すれば、1人1票は実現します。また、国民は、1人1票に反対の最高裁判官への有効投票の過半数の不信票（×印）で、自らの手で、1人1票を実現できます。

下表は、平成23年大法廷判決以降の各判決に関与した現職の裁判官（10名）の各判断をまとめたものです。27日の判決は、下記の10名の裁判官に加え、就任後初めて選挙裁判を審理することにな

る5名の裁判官（右下「切り抜き」記載の左から5名の各裁判官）の合計15名で判断されます。最高裁判決の最終意思決定は、各裁判官の1人1票による「多数決」で行われます。

過去の判断をもとに、各裁判官の判断を予測してみましよう。

8名以上の裁判官が、本件選挙は違憲であると明言することにより、違憲の選挙で当選した国会議員を含む国会が、憲法改正の発議を行うという憲法の予定していない事態を止められます。

最高裁判官15名のうち、平成23年以降の各判決に関与した現職の裁判官の各意見 * 補足意見で、投票価値の不等等がもたらす国会活動の民主的正統性への疑義を指摘。（敬称略 任官順）

	岡部	寺田	小貫	鬼丸	木内	山本	山崎	池上	大谷	小池
H23判決（衆）	違憲状態	違憲状態								
H24判決（参）	違憲状態	違憲状態	違憲状態							
H25判決（衆）	違憲状態	違憲状態	違憲状態	違憲状態 (1人1票)	違憲違法	不参加				
H26判決（参）	違憲状態*	違憲状態	違憲状態	違憲違法 (1人1票)	違憲違法	違憲無効 (1人1票)	違憲状態*	違憲状態		
H27判決（衆）	違憲状態	違憲状態	違憲状態	違憲違法 (1人1票)	違憲無効 (部分無効)	不参加	違憲状態	合憲	違憲状態	違憲状態
H29判決（参）	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?

【憲法改正「来年発議」自民変えず】

自民党高村正彦副総裁は、改憲日程につき、来年の通常国会で発議するとの目標は変えていないとの考えを示しています（2017年9月10日付東京新聞）。

これまでも繰り返し指摘してきたとおり、現在公開されている自民党改憲案47条では、人口以外の要素として行政区画、地勢等を考慮することになります。この様な改正案が成立すれば、人口比例の保障がない選挙区割りが行われることになり、国民は、現行憲法が保障している「国民の過半数の意思で国家権力をコントロールすること」ができなくなります。

ケネス・盛・マッケルウェイン東京大学準教授は、2017年5月2日付朝日新聞のオピニオン欄で、「私が改正を

検討すべきだと考える項目は、国会議員を選ぶ方法です。法律が国民を縛るのに対して、憲法は法律を定める国会議員ら権力者を縛るものです。選挙のルールについて「法律で定める」としているのは、国会議員に自分たちを選ぶルールをらせています。選挙で多数を得れば変えられるので党利党略に支配されがちです。ここ20、30年の政治改革は、牛歩のようには進まず、一票の格差に司法も明快な判断を示せない状況です。この分野でこそ、立憲主義の原則に立ち返るべきでしょう。」（下線引用者）と述べています。

憲法47条に改正を行うのであれば、むしろ、米国連邦憲法のように、憲法の条文で、国会議員の議席は人口に基き配分されるとのみに明定する改正をすべきでしょう。

(2017.9現在) 次回国民審査対象の裁判官は以下の方々です。次の最高裁判決で各裁判官が1人1票に賛成か反対かの意見が表明されます。

(20XX年X月現在) 次回「国民審査」用：平成XX年最高裁判決での、各裁判官の意見
無印：1人1票に賛成
×：1人1票に反対

意見	?	?	?	?	?	?	?
林 景一(外交官)							
戸倉三郎(裁判官)							
山口 厚(学者)							
菅野博之(裁判官)							
木澤克之(弁護士)							
大谷直人(裁判官)							
小池 裕(裁判官)							

最高裁判所が、「憲法は1人1票を要求している」と判決すれば、1人1票は実現します。国民は、1人1票反対の最高裁判官への有効投票の過半数の不信票（×印）で、自らの手で、1人1票を実現できます。

この「切り抜き」を見ながら通法に投票できます。

切り抜き

【現行憲法】第47条	【自民改憲案】第47条	【人口比例明記案】第47条
選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。	選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律で定める。 この場合においては、各選挙区は、人口を基本とし、 <u>行政区画、地勢等を総合的に勘案して定めなければならない。</u>	選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律で定める。 この場合においては、各選挙区の議席は、 <u>人口に基づき配分されなければならない。</u>
	国民の多数決に基づく国家運営 不可	国民の多数決に基づく国家運営 可

私は言いたい!

～ 当国民会議のHPで順次公開中です。～

全国の皆様からのメッセージを大募集しております。詳しくは、ippy@ippy.org までお問い合わせ下さいませ。



#013 奥山倫行さん(弁護士) 森谷拓朗さん(弁護士)

2009年からこの1票の裁判に取り組んでいて、ずっと言っているのは一つだけです。

多数決の前提となる一人一票ということが国政の場で守られていない。これは小学生でも分かる理屈です。それをひたすら言い続けて8年が経ちました。

みなさんにも当事者意識を持って、このおかしな出来事を考えていただきたいと思ひますし、裁判所が司法の判断として1人1票を明言すること願ひながら、今日も北海道から最高裁まで来ました。

みなさん一緒に取り組んでいきましょう。(奥山さん)

一人でも多くの方の関心がこの国を変えていきます。みなさんどうぞ協力お願いいたします。(森谷さん)



#014 松沢直樹さん(ジャーナリスト) @naoki_ma http://www.matsuzawanaoki.com/

一人一票運動に参加しています。みなさんこの問題をご存じですか?

自分たちの生活からはほど遠いものと思われてますけれども、消費税の問題や戦争の問題、じつは自分の生活にものごく密着した問題なんです。

ツイッターでそのことをいろいろ発信していますので是非見て下さい。この10年の間でどれだけみなさんの生活が酷くなっていったか、その問題の一つはこの問題(1人0.47票)にあります。

図書室からのおすすめ



注目!

- 第1章 戦争をしなかった唯一のアメリカ大統領(ジミー・カーター)
- 第2章 50年続いたハイパーインフレを、数か月で解消した大統領(フェルナンド・カルドゾ)
- 第3章 「持続可能な開発」と「少女結婚の終焉」(グロー・ハーレム・ブルントラント)
- 第4章 「人権のチャンピオン」と「世界一の外交官」(メアリー・ロビンソン&マルティン・アハティサーリ)
- 第5章 ビジネスの目的は、世の中に「違い」をもたらすこと(リチャード・ブランソン)

『知の英断』(NHK出版新書) 2014/4/9 (著)ジミー・カーター、フェルナンド・カルドゾ、他 吉成真由美 [インタビュー編]

「エルダース」をご存じだろうか?

エルダースとは、2007年にリチャード・ブランソン氏(ヴァージン・グループ総帥)とピーター・ガブリエル氏(「ジェネシス」の元リード・ヴォーカリスト)が、ネルソン・マンデラ氏(元南ア大統領)をリーダーとして、世界的な問題に対し、国境を越えて活動できるメンバーを、政治家、活動家、宗教家などから集めてきた「グローバル村の長老たち」のことである。

本書は、サイエンスライター吉成真由美氏との対談形式で編成され、同氏の周到な準備の下に行われた数回インタビューにおいて、エルダースのメンバーがこれまでに関わった様々な活動や今後への提言などを生き生きと語っている。

吉成氏も述べるとおり、「彼らは全員『知恵者』であるのはもとより『実践者』である」。対談を通じ、各人の物の考え方などに触れることができるだけでも資料価値の高いものであるといえよう。

語られた内容は、「人権」を中心として、「外交」「戦争」「民主主義」「リーダーシップ」など多岐にわたる。

カーター元米大統領はいう。「たとえば私の学校の先生は、「私たちの時代は変化にそって生きていかなければならないが、同時に、変わらないプリンシプル(基盤)というものを持ち続けなくてはならない」と教えてくれました。いまでもこの教えに忠実であろうと心がけています。」と。

「司法権の独立やすべての人々の選挙権が確保されていなければ、真の意味でも「民主的な主権国家」とは言えないでしょう。」106頁(ブルントラント元ノルウェー首相)

「われわれの国家にとって重要なのは、選挙が、正しく透明であるということです。選挙の公正さや適法性を保つための規則があり、非常によく遵守されています。もちろん司法と行政ははっきり分かれていますから、大統領が最高裁の判事を指名するのですが、最高裁のメンバーとして任命されたら、この人は政府から完全に独立して行動することになります。私も、自分が任命した最高裁から批判を受けたことが何回かあります。

最近も、ルラ大統領に指名された人々が、大統領が任命した大臣数人に反対するというケースが、ブラジルで大きなスキャンダルとなりました。でも、これはそれぞれの部門が独立していることを示すわけで、OKです。われわれのシステムは、1988年に新しい憲法を作って完全な民主主義になったばかりで、まだ若い民主主義です。それでも、システムのさまざまな部門が大分しっかりしてきています。」93~94頁(フェルナンド・カルドゾ元ブラジル大統領)

短いインタビューの中で、元首相や元大統領が、民主主義が機能するための要件として「司法の独立」を挙げられていることにも注目したい。(主)

【俳句コーナー】

本号から俳句コーナーを始めます。

俳句の査定を行うTV番組の影響なのか、以前より俳句を耳にする機会が多くなりました。

実は1人1票実現サポーターの中にも俳句を嗜む方が少なくないことが分かり、今後は折を見てサポーターの俳句を紹介していこうと思っております。

今回(第1回)ご登場いただくのは、サポーターのOさん。Oさんは、1人1票裁判の代理人である升永英俊弁護士の戸山高校の10年後輩で、奇縁にも大学も同じ東法学部。Oさんと升永弁護士との直接の出会い、Oさんが政治に興味を持ち日本政策学校で政策を学んでいる時に升永弁護士の一人一票の講演を聞き、その後催された懇親会。

還暦を迎えた時に、人生のひとくりとして俳句集「七巡りの二十四節気」を自主出版。その後韓国の駐在員の集まりのソウル俳句会の

帰国者が作った俳句連中まだんに参加し、俳句活動に入ったとのこと。

現在は、月に一回吟行会と称し東京近郊の名所、名跡を訪問し俳句を作っている本格派です。貞周はOさんの俳句。

【本号の一句】

平和とは 一人一票 草の花 貞周

(「草の花」が秋の季語。秋は野に山に家の庭に千々の花が咲き競う。秋の七草などの代表的な花から名の知れぬ花まで一斉に咲く。私はそんな花を日本の国民一人一人に投影した。日本人は平和を愛し戦争に馴れる国を望んでいない。日本人は住む地域で一人一票の価値の差別を受けてはいけない。)

みなさまからの俳句を募集いたします。一人一票に関する作品をippy@ippy.orgまで、是非、お寄せ下さいませ。

寄付のお願い

1人1票実現運動を成功させるためには、広く情報を国民に伝え続けることが重要です。意見広告掲載のための継続的なご支援をお願いいたします。

当国民会議へのご寄附は、**確定申告**により、税額控除を受けることができます。

この度、当国民会議のHPのバージョンアップに伴い、携帯電話からの寄付も可能になりました。下記に↓アクセスして、是非、ご支援をお願いいたします。

<https://www.ippy.org/bokin.html>

仮認定NPO法人一人一票実現国民会議
〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6
公式HP: <http://www.ippy.org/> ツイッター公式アカウント: @hitori_ippy サポーターによる応援Facebookアカウント: <http://www.facebook.com/hitori.ippy>